

平成28年12月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成28年12月22日〔木曜日〕 15時30分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	橋口 好文
//	3 番	瀬川 寅夫
//	5 番	石寺 政和
//	6 番	岩本 延男
//	7 番	浦口 幸夫
//	9 番	日高 仙三
//	10 番	中村 正幸
//	11 番	河本アツミ
//	12 番	南 重徳
//	13 番	古田 洋美
//	14 番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明願いについて
議案第4号 あっせんについて
議案第5号 荒廃農地の非農地の判断について
議案第6号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

○局長

皆さんお疲れさまです。

定刻になりましたので、12月の定例総会を開会いたします。

それでは、会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

○会長

今年も、いよいよ残すところあと10日となり、何かと慌ただしい毎日をお過ごしのことと思います。

今年は、農業委員会にとりまして約60年ぶりの大改革の年であったことを踏まえ、新しい農業委員会の体制づくりについて、研修や小委員会での協議を重ねながら進めてまいりました。

今後も農業委員会が一丸となって、体制整備に取り組んでいかなければなりませんので、皆様方の一層の協力をよろしくお願いいたします。

また本日は忘年会を計画しております。今期のメンバーでの最後の忘年会になるかと思っておりますのでご参加をよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、ただいまより12月の定例総会を開催いたします。

初めに日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名をいたします。

議事録の署名委員には12番南委員と、13番古田委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は1ページです。今月は所有権移転1件、賃借権設定3件、使用貸借権設定1件、合計5件の申請がありました。

1番です。榕城桃園地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積1,499平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

2番です。榕城桃園地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積4,215平米を使用貸借により5年間借り受けるものです。

1番、2番の許可後の経営面積が5,714平米となり、下限面積の50アールを超えます。

3番です。上西横山地区です、台帳現況地目畑の1筆で、面積1,635平米を贈与により所有権移転するものです。

2ページをお開きください。

4 番です。安城川脇地区です。台帳現況地目田の 1 筆で、面積 1,523 平米を賃貸借により 6 年間借り受けるものです。

5 番です。安城川脇地区です、台帳現況地目田の 1 筆で、面積 1,232 平米を賃貸借により 6 年間借り受けるものです。

以上、本件 1 番から 5 番については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明がありました。

続きまして担当委員の報告をお願いします。

○2 番委員

はい、2 番です。番号 1 と 2 について報告します。

譲渡人と譲受人、双方確認しましたが、1 番 2 番の譲受人は同一人物でございます。

今回、新規就農者として、農業を始めようという方でございます。

1 番の申請地は、今、安納いもを収穫した後で、耕作はしておりません。来春から作るそうです。

2 番の申請地は、現在、20 アール弱、タマネギを栽培しております。そういうことで間違いございません。以上です。

○4 番委員

はい、4 番です。番号 3 について説明をいたします。

これは 6 月に申請があった件で、すでに借り人が作付けをしていたということで、今回、収穫が終わったので、再度申請が上がってきた案件です。譲受人と譲渡人は兄弟の間柄でして、贈与という形になっております。

また、聞き取りにより機械は自分ではもっていないが、振興公社や従弟と、お互いに農作業の手伝いをしながらやってくれるということで機械の使用は可能という事で申請しており間違いありませんでした。以上です。

○11 番委員

11 番です。4 番と 5 番について報告いたします。

4 番と 5 番の譲受人は同一人物ですのでまとめて報告いたします。

18 日に譲受人立会いのもと現地調査を行いました。安城の川脇の圃場整備をしている田浦の 2 筆なのですが、数年前から耕作しておらず、ちょっと荒れているんですが、大型の草払い機と小型のユンボを借りて耕作できるようにするということでした。

譲渡人の方とは電話で連絡をとって確認を行っております。荒らさずに作ってくれるのであれば助かるというふうにいってました。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第 1 号について、事務局並びに担当委員の方から説明がありました。

議案第1号について質疑のある方は挙手でお願いします。（異議なし）

はい、異議なしの声がありましたので採決をいたします。

議案第1号について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明いたします。

資料は3ページです。今月は、一般住宅1件の申請がありました。

1番です。申請地は住吉上能野地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積217平米であります。申請理由は、現在の住まいを老朽化により取り壊すため、申請地と隣接する宅地を含めて新しい住宅を建築したいとのことです。土地の条件は、農振農用地区域外であり、住宅が連たんする区域に近接することから、第3種農地の「市街地内農地」に該当すると判断されます。周辺は宅地と道路がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから転用による周囲への被害はないと思われれます。

また、融資証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われれます。以上で説明を終わります。

委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方説明がありました。

これについては、一昨日、現地調査が行われております。雨の降った中で大変だったろうと思いますが、調査委員長の報告をお願いします。

○12番委員

はい、12番です。ただいま報告があったとおりでございまして、一昨日、事務局から局長、内田さん、担当委員の橋口委員、小倉委員の参加を願いまして、河本委員、そして私と合同調査を行いましたので報告をいたします。

詳細は、先ほど事務局の方から説明があった通りでございます。

漁師村で特徴的な場所で、住宅も立て込んでおり道路も非常に狭いというような状況でございました。現在の住まいを取り壊して、庭と荒れ地の方を払い下げて、そこにも車を入れるようにしたいということで、側溝等はちょうど道路の真ん中を通っております。

従いまして、排水等その他、問題ないということで、許可相当ということで意見の一致を見たところです。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは続きまして担当委員の報告をお願いします。

○1 番委員

1 番です。調査委員長の報告のとおりでありまして、付け加えることはありません。

○議長

はい、議案第 2 号につきまして事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。議案第 2 号について、質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、異議なしの声がありましたそれでは採決をいたします。

議案第 2 号について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第 3 号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第 3 号非農地証明願いについて説明いたします。資料は 4 ページです。

1 番です。住吉能野地区です、台帳地目は畑ですが、昭和 60 年以前から耕作せず、現在雑種地となっています。平成 28 年 9 月ごろに人為的に手を加えてしまったため、顛末書及び認定農家からの手を加える前から荒廃地であったことの事実確認書を添付して申請を行っております。交付基準 3（イ）に基づいた申請です。

2 番です。榕城今年川地区です。台帳地目は畑ですが、昭和 57 年 9 月 1 日頃から耕作せず、現在宅地となっています。交付基準に基づいた申請です。以上で説明終わります。

○議長

はい、これにつきましても一昨日、現地調査が行われております。

それでは調査委員長の報告をお願いします。

○12 番委員

はい。ただいま事務局の方からもありましたけれども、番号 1 ですが、ちょうど場所が大字住吉字高松の 976 平米で、台帳地目が畑になっておりますけれども、現況は雑種地ということでございます。航空写真等を見ますと手を加える前は全くの山林であったというふうに見てとれます。場所といたしましては種子島大橋のすぐ近くという事で、手を加えて現在、個人の精脱装置をつくっているというようなことで、畑であることを知らずに、手を加えてしまったということで、顛末書と 2 農家の事実確認書を添付して申請したというようなことでございます。見てのとおりでございます。

大きな石も出ており、そこを利用した状況でございまして、とてもじゃないが、畑と

しては利用できない場所であるというふうに感じて、申請どおり許可していいだろうという結論を見ました。

それから、次ですけれども、これも非農地で、西之表周防田、今年川ですけれども、台帳が畑、現在宅地ということで一部山林も含まれております。

昭和 57 年 9 月 1 日頃から耕作せず現在宅地となっているということで、交付基準 2 に基づく申請でございます。もう、見ての通りでございます、今さらどうこう言える問題でもないなというふうな状況でございます。その山林というのはちょうど左側に、なろうかと思います。これも許可相当であるというふうに意見の一致を見たところでございます。以上です。

○議長

はい、それでは続きまして担当委員の報告をお願いします。

○1 番委員

1 番です、番号 1 番についてですが、調査委員長の報告のとおりです。

○2 番委員

はい、2 番です。番号 2 についてですが、調査委員長の報告の通り間違いありません。別に何ら問題ないと思います。以上で終わります。

○議長

今の家の建っているところも含めて宅地で、もとは畑だったという事です。

○議長

はい、ただいま事務局、調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○9 番委員

2 番の今の住宅はいつごろ建ったのですか。

○12 番委員

昭和 57 年ごろです。

○9 番委員

57 年に建ったのですか。30 年経過してれば問題ないですね。

○議長

他に。それでは無いようですので採決をいたします。

議案第 3 号「非農地証明願いについて」承認することに賛成の方の挙手をお願いします。はい、どうもありがとうございました。

全員の賛成ですので、議案第 3 号「非農地証明願いについて」は、非農地として承認することといたします。

○議長

続きまして、議案第 4 号「あっせんについて」を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「あっせんについて」を説明いたします。資料は5ページです。

今月のあっせん申出は「貸したい」の申し出が1件でした。5ページ上段「貸したい」の申し出です。場所は上西横山地区の畑1筆、面積1,634平米です。標準額で3年ほど貸したいとのことです。畑かん設備はなく、牧草は不可です。あっせん委員は、4番脇田委員と2番橋口委員にお願いいたします。以上です。

○議長

事務局の方から説明がありました。

今月は「貸したい」の申し出が1件、これについて、質疑のある方は。

○2番委員

この申請地は、土壌はどんな土壌でしょうか。黒ぼくとか粘土とか。

○事務局

すいません。そこまで確認できていないです。

○2番委員

こちらで、確認して借り手を探したいと思います。

○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくをお願いいたします。

続きまして議案第5号「荒廃農地の非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「荒廃農地の非農地の判断について」です。資料は6ページです。

今月は5筆、合計面積1,557平米を提案させていただいております。

担当委員の報告では、何番から何番まで現況地目は何であるかをご報告下さい。

なお、2番については地目を山林と書いてありますが、ここには登記地目を入れてありますので、ここでは山林となっておりますが、農地台帳上は畑として残っておりますので、今回申請を入れております。以上です。

○議長

はい。それでは、担当委員の調査報告をお願いします。

○2番委員

はい、2番です。番号1・2について山林です。以上です。

○3番委員

はい、3番です。3・4を10日に確認しまして、これは原野でした。

○8番委員

8番です。5は原野です。

○議長

はい、ただいま事務局及び担当委員のほうから説明がありました。

これについて質疑のある方挙手をお願いします。（異議なし）の声あり。

無いようですので、それでは、ただいまの報告のとおり決してよろしいか承認する方の挙手をお願いします。

全員の賛成ですので議案第5号については、委員の報告のとおり承認し所有者に非農地通知を発行いたします。

○議長

続きまして議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第6号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」説明いたします。

それでは、利用権の設定を説明いたします。1の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成29年1月1日から平成33年12月31日の5年間、地目畑、面積10,963平米、内更新分2,053平米、で、利用権の設定する者1人、受ける者4人です。

2段目です。期間が平成29年1月1日から平成38年12月31日の10年間、地目畑、面積2,429平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳については、1の2ページを、詳細については1の3ページから1の10ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。2の1ページをお開きください。

1段目です。平成28年12月27日に所有権を移転するものです。地目畑、面積2,538平米、所有権移転する者2人、受ける者2人です。

内訳については、2の2ページを、詳細については2の3ページから2の10ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長

はい、ただいま事務局の方から説明がありました。

始めに、利用権の設定、整理番号1番から5番について審議をいたします。

担当委員の報告をお願いします。

○6番委員

はい、6番です。利用集積計画に係る申請の整理番号1番について説明します。

16日に利用権の設定を受ける方の立ち会いのもとに現地調査をいたしました。

申請地は古田の番屋峯地区にある農地で、現在、収穫前のさとうきびが植えられて、おりました。この農地は、以前から、個人的に貸し借りをしておりまして、今回、正式

な貸借をしたいとのことでの申請であります。

利用権の設定を受ける方は、古田の茶生産組合員で認定農家であります。機械等もそろっておりますので作業に支障はないと思います。ほか申請の通り間違いありませんでした。審議よろしくをお願いします。

○9 番委員

はい、9番です。整理番号2から5について報告いたします。

整理番号2から5の利用権の設定をする者は同一人物でありまして、夏ごろ、こちらのほうに帰ってきました、現在は神奈川県の方に住んでおりますが、帰ってきた時に相談を受けまして今回の申請に関しては一応、電話で確認をとっております。この2から5の農地に関してはすべて安納小学校の周辺にある農地であります。

まず2に関しましてですが、利用権の設定を受ける者は、昨年、法人化いたしました大規模な園芸農家です。以前は個人で貸し借りを農業委員会を通しておったわけですが、今回は法人の1年目ということで、新規という形になっております。現在はバレイショをつくっております。

番号3につきましては、利用権の設定を受ける者は、安納いもを中心とした農業法人です。これは更新でありまして、安納いもを収穫した後でありました。あとは牧草か、続けて安納いもを栽培するということでした。

4番につきましては、これも受ける者は、畜産、安納いも、バレイショ等を栽培している大規模農家です。これからはバレイショを作付するということでありました。

5番であります、利用権の設定を受ける者は、軍場に在住しております認定農家で園芸農家です。ここの一筆だけは、軍場の農協の育苗ハウスがありますが、その近くの農地であります。そこにはバレイショを植え付けるということでした。昨日と今日の午前中、現地調査をいたしまして申請どおり間違いありませんでした。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

○2 番委員

はい。番号1番ですが、今まで借りて作っていたということで、今回申請が上がってきたという説明でしたが、今回、申請をした理由は何でしょうか。

○6 番委員

今回申請の理由は、10年ぐらい前から借りて個人的な貸し借りでしていたということで、今回も農業委員会を通して借りたいというふうなことで申請が上がっております。

○2 番委員

はい、わかりました。

○議長

はい、他に。無いようですので採決をいたします。

利用権の設定、1番から5番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、利用権の設定 1 番から 5 番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、所有権の移転、整理番号 1 番、2 番につきまして審議をいたします。
担当委員の報告をお願いします。

○7 番委員

はい、7 番です。農用地利用集積計画所有権の移転、整理番号 1 につきまして報告をいたします。12 月 19 日、譲渡人、譲受人と立ち会い、兩人とも認定農家の方です。

現地は、現和上之町の圃場区域内にあります。譲受人がさとうきびの精脱工場があるその隣の畑、2,224 m²の 1 筆です。もとは譲受人の畑でしたが、ちょうど、去年の 11 月、譲渡人に売買をした畑でしたが今回、事情があり買い戻したという次第です。以上です。

○10 番委員

10 番です。2 番について説明いたします。

移転を受ける方の畑が三反近くありまして、からいもの苗床のハウスがあります。

そのハウスの西側が移転する方の畑です。永年、無断使用してたということで、そのおわびも含めて、高価な土地代を払っております。移転を受ける方が、とにかくもめたくないということで、この金額を出したそうであります。19 日に双方に確認をとりました。申請どおり間違いないと思います。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。これについて質疑のある方は挙手をお願いいたします。はい、それでは無いようですので採決をいたします。

所有権の設定 1 番、2 番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、所有権の移転 1 番、2 番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、本日追加議案として議案第 7 号「委員の辞職の同意を求める件について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、追加議案、議案第 7 号「委員の辞職の同意を求める件について」ご説明いたします。この度、市議会推薦により農業委員を務めてまいりました小倉委員より、平成 29 年 1 月 21 日をもって農業委員を辞職したい旨の願いが提出されました。

農業委員の辞職につきましては、農業委員会法第 13 条の規定により、正当な理由がある場合は、農業委員会の同意を得て辞職をすることができるとなっていることから提案するものです。

辞職の理由につきましては、12 月 16 日付けで、市議会議員を辞職したことに伴い、

農業委員も退任したいということでございます。

このことにつきましては、これまでの旧法であれば、後任の市議会推薦をしていただくところですが、改正農業委員会法におきましては、団体推薦が廃止されておりますので、市議会議員を辞職したことにより、原則、農業委員の立場も喪失することになります。また、特例措置として、農業委員の身分を継続させることも可能ですが、今回は、その措置をしないという事でございます。以上です。

○議長

はい、ただいま事務局のほうから説明がありました。

次に1番委員に説明を求めます。

○1番委員

私ごとですけれども、一身上の都合によりまして、12月16日付けで市議会議員を辞職いたしました。

これまで農業委員になって足かけもう4年に近くになりますけれども、この間、日高前会長、それから脇田会長始め、委員各位の皆さんには非常に親しくおつき合いをいただき、感謝を申し上げたいと思います。

また、会長のほうからもありましたけれども、今回、農業委員会法の改正によりまして、農業委員それと推進委員の選出方法も変更になって市長の任命と議会の同意ということで、明けてすぐ大変なご苦勞もあるかと思いますが、ぜひ、農業委員会の委員として皆さんには、基幹産業である農業振興にさらなるご努力をお願い申し上げまして、私ごとで大変申しわけなく思いますけれども、委員の辞職について、ご理解とご承認をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長

はい。それでは審議の間、1番委員の退席をお願いいたします。

ただいま、事務局及び1番委員の方から説明がありました。これについて何かご意見のある方は挙手でお願いをいたします。（異議なし）の声あり

○議長

はい。8番委員。

○8番委員

今、市議会の代表だから後任はないという話だったのですが、来年7月までの、今の、地区割はどうなりますか。

○議長

はい、事務局お願いします。

○事務局

はい、今回、この1番委員の辞職を認めることによって欠員が出ることになります。

しかし、ここを補充することはできませんので、7月までの間、担当地区等を皆さんとも協議をしながら、やっていくことになると思います。

○議長

はい、14 番委員。

○14 番委員

今、局長が言われたことに関連してですが、結局、団体の推薦はその人がやめた段階で、もう、誰か議会から候補者とかがいても可能ではないわけですね。

それは、団体推薦がなくなったからということですね。

○事務局

そうです。今回の法改正によって団体推薦が基本的に廃止になっておりますので、原則、退任となるんです。しかしですね。皆さんも御存じのように、河本委員が JA からの推薦であったんですけれども、理事をやめられたということで、本来であれば原則退任なのなんですけれども、特例措置として、この満期までの間、農業委員の立場を継続していただくということを推薦した団体をお願いをするということで、今残ってもらっているとところなのです。それは、農業委員会としての女性の農業委員が、そのまま原則で行くとなくなるというところを重くみて残っていただいたということでございます。

○7 番委員

その法改正ではそうなってますけど、一応まだ実施されていない市町村は、7 月まで、その補充等は、それができるんじゃないんですか。

○事務局

新法は、今年度の4月1日から、もう施行されているんです。農業委員の新体制に向けての部分が7月までであるというだけの話で、新法は4月1日から施行されているのです。

○議長

多分、残任期間のことかと思えますけれども、特例措置を本人がしないということで、議員を辞職した事をもって、やめるという形になっております。

○2 番委員

会長、その後任ですけど、後任はいつ決めるんですか。

○議長

後任は、ありません。

○2 番委員

後任ではなくて、担当委員の補充です。1 番委員が今まで受け持っていた住吉地区の担当が空白になるから、そこを誰が担当するかはいつ決めるんですか。

○事務局

1 月の定例会までには、こちらのほうで案をつくってお示しをしたいと思います。

○2 番委員

1 月の定例会で間に合うのですか。その地区から申請があがってきたらどうするんですか。来月、申請が上がってきたら間に合わないのではないんじゃないんですか。

○事務局

事務局の方で、協議してそれまでにはいたします。

○2 番委員

また、委員集まってですか。

○議長

次の定例総会のときに承認をもらうという形になるかと思います。

○2 番委員

私の提案ですが、住吉深川地区担当の方がいいんじゃないですか。検討してみてください。

○議長

そこら辺は確かに2番委員が言われるように、その場所で臨機応変に行くことになると思います。ほかに、ありませんか。はい、それでは無いようですので採決をいたします。1番委員の委員辞職について同意する方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、1番委員の委員辞職については同意することといたします。1番委員の入室をお願いします。

以上で、本日の議案審議を終了いたします。

会 長 脇 田 峰 生 

12 番委員 南 重 徳 

13 番委員 古 田 洋 美 